

国立大学法人秋田大学 平成31年度の 業務運営に関する計画（年度計画）

平成31年3月29日、届出

平成31年度 国立大学法人秋田大学 年度計画

(注) □内は中期計画、「・」は年度計画を示す。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

【1】学士課程においては、判断力・コミュニケーション力、探究心、倫理性などを涵養するため、知識・技能・態度を育成するカリキュラムマップ（履修系統図）に基づく教養基礎教育を継続的に実施する。

- ・【1-1】新たに策定した秋田大学学士力に基づきカリキュラムマップを作成するとともに、クオーター制の導入に伴い学年暦及び授業科目を検討して教養基礎教育を適切に実施する。

【2】専門分野においては、各学部のミッションの再定義等で明らかにした文理融合カリキュラムに基づく自然科学と人文科学両面から資源問題を捉える能力を有し国際的に活躍できる人材の育成や、超高齢化社会を迎えた地域の活性化に資するため、小学校での実習経験を増やして実践力を高めることなどにより全国トップクラスの学力を支える教員（秋田県における小学校教員養成占有率の60%以上確保）、秋田県や地域の医療機関等と連携することなどによる地域医療を支える医療人、学生自主プロジェクト等の実践教育などによる新しいものづくり・ことづくりを担える人材を育成する。

- ・【2-1】国際資源学部においては、国際的に活躍できる人材を育成するため、3年次における必修科目「海外資源フィールドワーク」を実施する。実施における安全面に関しては、渡航先の危険情報等について事前調査を行うとともに、学内の緊急時の対応を継続して整備する。
- ・【2-2】教育文化学部においては、これまでの調査結果に基づいた、小学校教員養成占有率を高めるための具体策を実施する。
- ・【2-3】医学部医学科においては、新カリキュラム移行に伴う診療参加型臨床実習の実施のため、学内及び学外の実習協力病院指導医を対象としたFDを開催する。
- ・【2-4】医学部保健学科においては、平成28年度から開始となった新カリキュラムの授業科目の学習成果を検証する。また、地域包括ケア・介護予防研修センターでは、研修事業の内容を精査しながら継続するとともに新規の事業を行うための準備を段階的に行う。
- ・【2-5】理工学部においては、新しいものづくり・ことづくりを担える人材を育成するため、学生自主プロジェクト等の実践教育を改善、増強する。

【3】高校から大学への接続を円滑に行うため、平成22年度「大学教育推進プログラム」として採択された「高大接続の実践的プロジェクト」の成果を継承し、秋田県の高等学校教諭と本学教員が合同で編集し平成26年3月に発刊した「秋田大学高大接続テキスト」を自学自習用として活用し、その成果を高大接続センターにおいて検証のうえ、改善につなげる。

- ・【3-1】高校から大学への接続を円滑に行うため、高大接続テキストやリメディアル教材を活用した学習支援を推進するとともに、高校教員と相互に授業見学を行う等教育交流を図り、高大接続教育の改善につなげる。

【4】アクティブラーニング（能動的学修）や双方向型授業への転換を進め、学生の授業時間外での主体的な学習時間を第2期中期目標期間の平均値に比較し、25%以上増加させる。また、学習成果の達成度をGPA（グレード・ポイント・アベレージ）等を用いて引き続き計測し、一定の基準を超えた学生については、半期で受講できる上限単位数を超える履修を認めるなどの修学指導に活用する。

- ・【4-1】授業時間外の学習時間について、平成29年度から開始した学生実態調査を引き続き実施する。

- ・【4-2】修学指導等で活用するための具体的な方策を検討するため、学生GPAの経年分析を行い、各学部の傾向を把握する。
- ・【4-3】理工学研究科・理工学部において、アクティブ・ラーニング（能動的学修）や双方型授業への転換を推進するとともに、授業外学修時間を増加するための方策を策定する。
- ・【4-4】保健学科において、アクティブ・ラーニング推進のため、FDの開催や新シラバスに沿った講義を実施する。

【5】授業科目へのナンバリング（授業科目に適切な番号を付し分類することで、学修の段階や順序等を表し、教育課程の体系性を明示する仕組み）の100%導入、全学的なシラバス（授業計画）の書式の整備などにより、各分野のカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）並びにディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）に基づいた体系的な教育課程を維持向上させ、その成果を教育研究カウンシルにおいて検証し、改善につなげるなど、全学的な教学マネジメントを確立させる。

- ・【5-1】学士課程カリキュラムの改善策を実施し、その効果について検証する。

【6】国境を越えた多様な学生との交流や学生の国際理解力及び異文化コミュニケーションの向上を図るため、専門教育科目の英語による授業科目数を増加させる。

- ・【6-1】英語による授業について、実施状況や受講生の理解度を調査し、点検・見直しを行うとともに、理解が不十分な学生に対しては補講等を実施する。

【7】平成24年度「博士課程教育リーディングプログラム（オンライン型）」に採択された「レアメタル等資源ニューフロンティアリーダー養成プログラム」を国際資源学研究科において継承し、優秀な資源人材の育成を推進する。専門科目を100%英語で教授するほか、海外鉱山等を活用した海外インターンシップ／フィールドワークなど実学教育（On-the-Job-Education）を積極的に取り入れ、実践力・俯瞰力の修得を重視した教育研究活動を推進する。また、産学官の専門家を巻き込んだキャリアパスの支援教育や、国内外の優秀な学生の獲得から学位取得までの質保証審査を確実に行い、外部評価などによるプログラムの質保証を進める。
(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【7-1】平成30年度に終了した「博士課程教育リーディングプログラム」を、国際資源学研究科「資源ニューフロンティア特別教育コース」として継続し、学生を受け入れる。

【8】平成28年4月に設置された国際資源学研究科、理工学研究科、改組再編した教育学研究科、及び医学系研究科において、各分野のカリキュラム・ポリシー並びにディプロマ・ポリシーに基づいた一貫した学位プログラムを組織的に実践するとともに、引き続き専門分野の枠を超えた統合的かつ体系的な教育課程（医理工連携コース等）及び秋田県立大学との大学院共同教育課程「共同ライフサイクルデザイン工学専攻」を推進し、各研究科が目指すべき目標を達成しているかについて、外部委員を構成員に含む連携運営パネル（教育研究カウンシル・運営カウンシル）において検証し、改善につなげる。

- ・【8-1】国際資源学研究科において、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーに基づいた学位プログラムを実施するとともに、連携運営パネルを定期的に開催し意見を改善につなげる。
- ・【8-2】教育学研究科の学位プログラムを円滑に実施するとともに、その成果について検証する。
- ・【8-3】大学院医学系研究科医科学専攻（修士課程）において継続している定員未充足に対する措置として、新たな学位プログラムを導入することにより組織体制の抜本的な見直しを行うことで、定員の確保を目指す。
- ・【8-4】保健学専攻において、カリキュラム・ポリシーに基づいた学位プログラムを実践する。
- ・【8-5】理工学研究科の学位プログラムの実践並びに医理工連携コース及び共同ライフサイクルデザイン工学専攻の教育研究活動の点検・見直しを行う。

(2)教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

【9】アクティブ・ラーニングや双方向型授業への転換を進めるため、第3期中期目標期間を通じて在職している教員のFDへの参加率を平成33年度末までに90%以上とする。また、アクティブ・ラーニングや双方向型授業の実施状況について、学生による授業評価または同僚評価等により、高等教育グローバルセンター及び各学部の学務系委員会等が検証し、改善につなげる。

- ・【9-1】教育改善及び教育技法の向上を目的としたFD活動を実施するとともに、FDへの参加状況及びアクティブ・ラーニングの実施状況等について、継続して把握・検証する。

【10】平成26年度に開設した国際資源学部、理工学部、改組再編した教育文化学部、及び医学部それぞれのミッションを実現するため、高等教育グローバルセンター及び各学部学務系委員会等において、達成度調査・学習行動調査等により学生の学修成果を把握するとともに、各学部に設置された外部委員を構成員に含む教育研究カウンシルにおいて検証し、改善につなげる。特に、教育文化学部においては、教員養成課程の教職経験のある大学教員の割合を、教職経験者の積極的な採用などにより平成33年度末までに60%以上を確保する体制を構築する。

- ・【10-1】学部及び大学院の教育課程における教育成果を把握・検証するため、在学生及び卒業生等に対し各種調査を実施する。
- ・【10-2】教員養成課程の教職経験のある大学教員の割合を高めるための方策を確定し、実施する。
- ・【10-3】理工学部において、学生の学修成果を把握し、達成度を評価するために、入学初年度及び各学年において基礎教育科目の学力調査を実施し、TOEICを利用した英語力の評価方法を策定する。また、在校生への達成度のアンケートを定期的に実施する。

【11】大学院課程においては、平成28年4月に設置された国際資源学研究科、理工学研究科、改組再編した教育学研究科、及び医学系研究科の運営体制、教育課程及び教育成果について、外部委員を構成員に含む連携運営パネル（教育研究カウンシル・運営カウンシル）において検証し、改善につなげる。

- ・【11-1】国際資源学研究科においては、連携運営パネルを定期的に開催し、外部委員の意見を取り入れた教育プログラムを実践する。
- ・【11-2】教育学研究科においては、受験者を継続的に確保するため、学部生に対するアンケート調査等を実施し、より魅力的な大学院にするための調査・検討を継続する。
- ・【11-3】医学系研究科においては、教育・研究活動に対する社会の要請等に対応した大学院課程の入学者選抜や教育プログラムの改善を推進するために、平成27年度に設置した教育研究・運営カウンシルの外部有識者の意見を取り入れ活用する。
- ・【11-4】理工学研究科においては、運営体制、教育課程及び教育成果について連携運営パネルにおいて検証し、改善につなげる。

【12】授業力に加え、校内研究や教育課題に取り組む力を育成することにより、教職大学院修了者の教員就職率を90%以上確保し、小中学校の学力向上に貢献するとともに、秋田県立大学との大学院共同教育課程「共同ライフサイクルデザイン工学専攻」や平成32年度までに設置予定の大学院医理工連携専攻（仮称）を通じて、地域のリサイクル産業や医療関連産業の発展に寄与し、その成果について、外部委員を構成員に含む連携運営パネル（教育研究カウンシル・運営カウンシル）において検証し、改善につなげる。

- ・【12-1】教育学研究科においては、教員就職率90%以上にする取り組みが機能しているか、カウンシルにおいて検証する。
- ・【12-2】医学系研究科においては、修士課程「医理工連携コース」の教育を通じて、医学・理工学両分野に精通した医療人・技術者を育成するため、医理工連携実践論や理工学学生を対象とした医学入門等の講義のほか、医療保健実習等、独自の教育に取り組む。
- ・【12-3】理工学研究科においては、共同ライフサイクルデザイン工学専攻の教育研究を通じて地域のリサイクル産業の発展に寄与する人材を育成するため、地域産業に関する

オムニバス形式の講義、企業見学会を実施するほか、リサイクル関連のイベントにも参加する。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

【13】学生の学修・進級・進学に関する各部局の相談部署相互の連携を密にし、修学支援機能を一層強化するため、全学務系委員長会議を設置するとともに、世界・地域を見据えたリーダーを育むため、引き続き新入生の課題克服に向けたサポートを行う「学習ピアサポート・システム」、レポート作成などの相談に乗る「学習サポートデスク」、グループで討論しながら学修できる「コモンズ」の提供、英語力向上のための「The ALL Rooms」、基礎学力養成のための「質問教室」等の運用を推進し、その成果を高等教育グローバルセンターにて検証のうえ、改善につなげる。

- ・【13-1】新入生・在学生に対する各種サポート、英語力や基礎学力向上に向けた取り組みを実施するとともに、実施内容について検証し修学支援の改善につなげる。

【14】従来から実施している初年次から学生の職業観を育成するキャリア教育や学内インターンシップの推進、学生一人ひとりに対する就職支援サポート体制の充実、「起業力養成講座」等開設による学生のベンチャーマインド養成を推進し、その成果を高等教育グローバルセンター及び学生支援総合センターにて検証のうえ、改善につなげる。

- ・【14-1】キャリア形成のための考え方や起業力育成のための基礎的知識を授業を通して学生に提供し、学生の職業観を育成する。
- ・【14-2】教養基礎教育を中心としたキャリア形成教育科目群を受講した学生が、キャリア形成を継続的に意識した大学生活を過ごすことができるよう、また、企業を探す視野をひろげられるよう、業界研究セミナーを開催し、社会との接点を提供する。
- ・【14-3】前年度に行った検証結果をもとに、社会で働くことを疑似体験する場として提供している学内インターンシップを引き続き促進する。
- ・【14-4】就職支援において、企業の採用動向及び学生個々の志望状況、学修内容を活かした就職情報の提供に対応した個別支援を行う。

【15】全ての学生にとって学びやすい環境を充実させるため、学生支援総合センターに設置した「学生特別支援室（学生サポートルーム）」や「よろず相談室（おざってたんせ）」、メンタル面の相談・健康相談に対応するために保健管理センター内に設置した「学生相談所」がそれぞれ連携し、引き続き学生の修学支援に取り組む。また、それらの成果を学生支援総合センターにて検証のうえ、改善につなげる。

- ・【15-1】学生特別支援室（学生サポートルーム）、よろず相談室（おざってたんせ）、及び学生相談所の情報共有を進めるとともに、学生相談ダイヤル（24時間対応）を引き続き開設することにより、学生相談体制を充実させる。

【16】意欲と能力ある学生が経済的な理由により学業を断念することがないよう、引き続き入学科・授業料免除を全学的に実施するとともに、特に成績優秀な学生に対しては、学長より学業奨励金を給付するなどの顕彰を行う。また、大学院進学予定の学生の中で成績優秀または経済的支援を必要とする学生に対して、奨学金を給付するなどの経済支援策を実施する。これら各種経済的支援の効果を把握するため、成績・学習時間などに関するアンケート調査等を実施し、その成果について外部委員を構成員に含む教育研究カウンシルにおいて検証のうえ、改善につなげる。

- ・【16-1】全学の学生を対象に入学科・授業料免除を実施し、経済的支援を行うとともに、成績優秀者に対して学業奨励金を給付し、顕彰する。また、引き続き給付型の新入生育英奨学資金を学部新入生へ給付する。
- ・【16-2】理工学研究科において、給付型奨学金を給付するとともに、給付された学生についての追跡調査などを行い、その効果を検証する。

(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

【17】平成32年度の入試改革に向けた体制整備として、高大接続教育部門、アドミッション部門及び広報推進部門からなる秋田大学高大接続センターの平成29年度中の設置に向

けた準備を開始し、アドミッション部門の下でAO（アドミッション・オフィス）入試や推薦入試の実施状況・実施結果の検証を行うとともに、アドミッション・ポリシーに基づいた能力・意欲・適性を多面的・総合的に評価・判定する入学者選抜システムを開発し、平成30年度にはその概要を公表し、平成32年度入試から導入する。

- ・【17-1】高大接続センターの各部門の活動を継続し高大接続教育の充実、入試広報活動の充実のための検討、新たな入学者選抜システムの導入に向けた情報収集及び検討を行う。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1)研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

【18】地域の問題解決に向け、引き続き企業等と協同のうえ、高齢化対応のシステムや福祉医療機器の開発を推進し、医理工連携による大学院教育を行うほか、平成33年度末までに秋田大学医工連携ブランドロゴマーク添付商品を累計10品以上商品化するなど秋田県版医療のシリコンバレーの形成を目指す。また、地域企業等と連携して、航空宇宙分野の共同研究活動を行う。

- ・【18-1】前年度に引き続き、医療・介護機器開発プラットホームの構築に向けた取り組みを行うとともに、医療機器等に対する課題（ニーズ）を地域から継続的に抽出する仕組みづくりを行うため、当該ニーズの市場性、実現可能性等を戦略的に判断する「医理工連携事業検討委員会」で対応する。加えて、既存のネットワーク等を活用するとともに、秋田大学医理工連携“夢を語る会”等で他機関の課題（ニーズ）を紹介するなど県内全域で効率的にモノづくりが行える仕組みづくりを行う。
- ・【18-2】地域企業等と連携して航空宇宙分野の共同研究活動等を行う。

【19】基礎的基盤的研究を重視するとともに、研究の多様性・活性化を図るために、若手研究者・女性研究者に対し、研究スタートアップのための経費支援等を行う。

- ・【19-1】本学全体の研究力向上及び研究者の定着のため、研究段階に応じた支援内容（採用直後の研究スタート期、研究成果の発表期等）を踏まえた若手研究者・女性研究者に対する経費配分等による支援を実施する。

【20】資源学・資源リサイクル分野及び生体情報学・移植医療分野を中心に、研究設備やスペース利用などの充実・研究機能強化を進めるとともに、国際的な先端研究の展開並びに産業化にもつながる研究を推進する。

- ・【20-1】資源・素材分野の教育研究機能を強化するため、海外共同研究拠点を活用した海外の大学等との共同研究を推進するとともに、資源人材育成のための資源学ショートステイプログラム及び国際シンポジウムを実施する。また、地域産業を意識しつつ、国際的な先端研究を推進する。
- ・【20-2】生体情報学、移植医療学における研究機能強化を推進するとともに、人材育成等の機能の拡充に取り組むため、セミナーを実施する。
- ・【20-3】実用化研究に取り組む研究者や本学発ベンチャーの認定を受けた者に対し、大学シーズの産業化への支援のため、研究設備や研究スペースを提供する。

【21】科研費及びその他競争的資金の獲得を拡大するための情報収集を行い、リサーチ・アドミニストレーターの配置等により効果的な研究費の獲得を支援する。特に科研費については、応募資格者数に対する申請件数の比率を100%以上とするとともに、採択率向上のため、研究者間のピアレビュー等の取組を推進する。また、外部研究資金獲得のため、産業界や他の教育研究機関と連携した研究や金融機関等との連携などの取組を推進する。

- ・【21-1】他大学の取組等、科研費獲得策について継続して情報収集を行うとともに、科研費申請率・採択率向上のため、科研費に関するセミナーを企画・実施する。また、科研費採択実績者による研究計画調書チェックを継続して実施する。

(2)研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

【22】学内共同教育研究施設等各組織の役割を明確化させ、その機能を最大限発揮するため、

平成 28 年度中に、人員配置、施設設備、予算等について検証のうえ、改組・再編を行い、研究推進及び研究支援の体制・機能を強化する。平成 29 年度以降は、毎年度各組織において活動状況の自己点検評価を行い、学内共同教育研究施設評価改善検討会議で検証のうえ、改善につなげる。

- ・【22-1】各センター活動の質の向上及び改善を図るため、学内共同教育研究施設評価改善検討会議において学内共同教育研究施設の活動を点検・評価する。

【23】本学教員と地域企業等との連携を促進し、地域企業の研究・開発力向上に寄与するため、学生も参加する产学連携推進による人材育成を行うとともに、引き続き社会人のキャリアアップやキャリアチェンジを支援する社会人学び直しプログラムである「秋田大学アドバンスト・リエデュケーション・カリキュラム（AAReC）」を実施する。また、引き続き秋田大学履修証明プログラム「あきたアーバンマイン開発マイスター養成コース」を秋田県と協力して開講し、環境・リサイクル産業の振興・拡大及び環境教育等に貢献できる人材を養成する。

- ・【23-1】社会人のキャリアアップやキャリアチェンジを支援するため、最新の学術情報に関するトピックを、より受講しやすい形態で学ぶことができる講座の実施を含めた社会人学び直しプログラム（AAReC）を実施する。
- ・【23-2】前年度に引き続き、地域企業を志望する学生を増やすためにセミナー等を開催する。また、県内企業が多数出展する産学官連携フォーラムに積極的に学生を参加させ、県内企業に接する機会を提供する。
- ・【23-3】秋田大学履修証明プログラム「あきたアーバンマイン開発マイスター養成コース」を開講すると同時に、カリキュラムの見直しと新プログラムへの変更を図る。

【24】「起業力養成講座」等による教員や学生のベンチャーマインドの醸成や起業支援を行うなど地域産業の発展に貢献する人材を育成し、平成 33 年度末までに秋田大学発ベンチャー企業を累計 10 社以上認定する。

- ・【24-1】大学院教育を通じて学生のベンチャーマインドを醸成するとともに、ベンチャー企業の創生を行う。また、昨年度に引き続き、インキュベーションマネージャーを中心とした体制構築を行うと同時に、起業意識の高い学生等とともに大学発ベンチャーの構築を効果的に支援するために必要なハード及びユーティリティーを調査する。

【25】教員の外部資金の獲得状況や論文等の研究活動をデータベース化し、企業や国内外の大学、研究機関等との研究協力・連携を推進することにより、受託研究及び共同研究を実施する教員の割合を、第 3 期中期目標期間を通じて 25% 以上を維持するほか、地域や社会に貢献するような分野横断型または学際的なプロジェクトを推進する。

- ・【25-1】前年度に引き続き、外部資金獲得状況のデータベース化を行い、受託研究・共同研究実施教員の定量分析を行う。同時に本学が得意とする研究及び獲得金額の傾向を分析することにより、地域の課題である高齢化社会対応の医療・福祉・看護・介護に関する地域志向型の研究を遂行する产学連携戦略を構築する。これらにより、受託研究及び共同研究を実施する教員の割合を、25% 以上維持する。

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

【26】学生の地域に関する知識・理解を深めるため、地域志向に関する教育を教育内容の充実等により実施する。また、第 3 期中期目標期間中に本学特有の COC キャリア認証の仕組みを地（知）の拠点推進本部で構築し、フィールドワークや地域活動への参加を奨励して、地域に関わる学生を平成 27 年度末と平成 33 年度末を比較して 10% 以上増加させる。

- ・【26-1】教育文化学部地域文化学科の人材育成教育プログラムを核にした、全学的な教育プログラム「秋田大学 COC キャリア認証プログラム」の実施により、地域課題解決に必要な資質・能力を備えた、地域で活躍できる人材を養成する。
- ・【26-2】学生と地域との連携の方策として、連携自治体を主なフィールドとした協働事業に参画させるとともに学生の自主的な活動を支援することで、地域に关心を持つ地域

志向型学生の増加を図る。

【27】「地（知）の拠点整備事業」（大学COC（Center of Community）事業）最終年度の平成29年度までに、大学COC事業に掲げている5つの課題（豪雪地帯の積雪寒冷期における地震防災、在宅看護・医療を考える地域ネットワークの形成、鉱山の隆盛がもたらした阿仁文化の現代への活用、広い低平地における津波対策、豊川小学校跡地を活用した地域住民の心のよりどころとなる多目的交流施設等による地域活動の活性化）について、秋田県や事業参画自治体及び地域住民との協働作業を進め、課題解決に向けた取組を行い、県内自治体と住民が超高齢社会においても希望を持てる「秋田発の地域生活モデル」を構築する。また、平成30年度以降は「秋田発の地域生活モデル」を広く普及させる事業展開を行う。

- ・【27-1】平成25年度から平成29年度までの5年にわたりCOC事業で掲げてきた、高齢社会の秋田県内共通の課題である3つのテーマ、1. 地域防災、2. 地域医療看護、3. 地域文化振興、に関連する事業の県内地域への普及・展開を図る。

【28】超高齢化及び人口減少が進む秋田県において、県内の大学が連携して県や産業界・企業等と協働し、「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業」（COC+事業）に掲げている若者の地元定着の促進と地元に貢献する若者の育成を推進する。具体的には、事業の3本の柱（6大学連携による「秋田おらほ学」の展開、3大学と地元企業群による就職支援・若者定着の促進、ふるさと秋田の魅力形成モデルづくり）を推進することにより、本学学生の県内就職率を平成26年度（37.9%）と比較して、COC+事業最終年度の平成31年度までに、10%アップ（48.0%）させる。また、事業責任大学として3大学の学長・校長の緊密な連携の下、秋田県知事、秋田商工会議所会頭等で構成する秋田創生COC+協議会を設置し、事業の進捗管理や検証を行う。さらに、COC+推進コーディネーターを中心に、事業協働地域の就職率10%アップを目指してCOC+事業を着実に実施するものとし、平成32年度以降も事業を継承した取組を行う。

- ・【28-1】補助事業の計画調書に基づき、事業の3本の柱（6大学連携による「秋田おらほ学」の展開、3大学と地元企業群による就職支援・若者定着の促進、ふるさと秋田の魅力形成モデルづくり）に関する秋田大学の取組を着実に実施する。また、秋田創生COC+協議会による事業全体の進捗管理を行うとともに、補助期間終了後の事業実施について協議する。

【73】本学、秋田県及び秋田県医師会が三位一体となり高齢者医療に特化した研究拠点として「高齢者医療先端研究センター」を設置し、戦略的な教員配置や外部資金の活用等により、第3期中期目標期間中に高齢者の医療環境改善への貢献など社会的要請に応えるための体制を整備する。「高齢者医療先端研究センター」においては、高齢者医療の先端的な研究のほか、地域社会学の知見を踏まえた学際的な研究を推進する。

- ・【73-1】高齢者医療等に関する研究体制の整備充実を図り、高齢者医療の先端的研究を始めとする高齢者医療のあり方に関する事業を展開する。

【29】地域社会に開かれた大学として、引き続き「秋田大学子ども見学デー」を年1回実施するとともに、社会人向けの公開講座を年7講座以上開催し、地域へ教育研究資源を提供する。事業ごとにアンケートを実施して、その結果について外部委員を含む地方創生センター運営会議で検証し、次年度以降の取組に反映させる。また、引き続き国立大学法人唯一の文部科学省認定社会通信教育である「秋田大学理工学部通信教育講座」を開講し、社会人の職業上必要な知識や技術の習得及び教養のレベルアップに貢献する。

- ・【29-1】本学の強みや特色を活かした社会人向け公開講座を年7講座以上企画・実施し、生涯学習事業を提供する。
- ・【29-2】県内初等中等教育における学習の場への教育資源提供として、「大学見学」の受け入れや「秋田大学子ども見学デー」の開催など、大学開放事業を積極的に展開する。
- ・【29-3】文部科学省認定社会通信教育である「秋田大学理工学部通信教育講座」を引き続き開講し、社会人の職業上必要な知識や技術の習得及び教養のレベルアップに貢献する。

【30】地方創生センター地域協働・防災部門を中心に、外部有識者として秋田県や県内各市町村の防災計画委員会等に参画し、指導・助言を行い、地域防災力を向上させる。また、引き続き地域防災組織や小中学校等での防災教育に協力し、地域における防災意識を向上させるため、各種講演や出前講義を年30件以上実施する。

- ・【30-1】秋田県の特性を考慮した地域防災のあり方に関する調査・研究を進める。
- ・【30-2】調査・研究の成果を、講演や出前授業、研修などの防災教育・啓発活動の実施（年30件以上）、県内自治体が設置する各種委員会等への参画等の方法で県民へ発信することにより、災害について正しく理解したうえで防災のために行動できる人材を育成する。

【31】秋田県内に設置されている秋田大学分校（横手分校、北秋田分校、男鹿なまはげ分校の3校）を通じて、引き続き本学の所在する秋田市以外の地域へ教育研究資源を提供する。具体的には「メディカル・サイエンスカフェ・ネクスト」等の公開講演会を年5件以上、小中学生向けの科学教室等を年8件以上、学生と地域住民との交流活動を年9件以上実施する。また、連携協定締結自治体における地域の活性化を図るため、学生と地域が連携した地域の魅力発掘活動や教育資源の提供などの地域課題解決に向けた実践的取組を継続・発展させる。さらに、事業ごとにアンケートを実施して、その結果について外部委員を含む地方創生センター運営会議で検証し、次年度以降の取組に反映させる。

- ・【31-1】地方創生センター主導のもと、秋田大学分校を設置する3自治体を含む連携協定締結自治体を対象に、これまでのアンケート結果を踏まえて社会人向けの公開講演会を年5件以上、小中学生向けの教育企画を年8件以上実施する。
- ・【31-2】各地域共通の課題である地域振興及び地域の活性化を図るため、学生と地域住民との交流活動を年9件以上実施するなど、地域と学生を結びつけ、魅力発掘や課題解決に向けた活動をさせることで、学生のキャリア育成を支援する。

4 その他の目標を達成するための措置

(1)グローバル化に関する目標を達成するための措置

【32】資源学の最前線で活躍する文理融合のグローバル人材を養成するため、国際資源学部基礎教育科目における留学生を交えたプレゼンテーション授業を取り入れた少人数クラスによるI-EAP（集中大学英語）の実施及び2年次以上の専門教育科目を100%英語で実施するとともに、3年次の海外資源フィールドワークの参加率を100%とする。
(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【32-1】学生派遣における危機管理体制を充実させる。
- ・【32-2】国際資源学部において、2年次以上の専門科目の全てを英語で実施する。
- ・【32-3】海外資源フィールドワークの安全な実施に向け、海外資源フィールドワーク委員会において渡航先の危険度審査を実施する。また、大学における緊急時対応体制を継続して整備し、事故等が発生した場合の対応を速やかにする。

【33】アジア・環太平洋地域を中心とするグローバル教育・研究とハブ機能を充実させるとともに、アフリカ・中東地域における資源学拠点形成を推進するため、海外共同研究拠点等を平成33年度末までに累計5か所以上設置する。
(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【33-1】海外共同研究拠点を活用し、連携協定校との共同研究を推進するとともに、アフリカ・中東地域に共同研究室を設置する。国際資源学研究科とパジャジャラン大学(インドネシア)において、ダブル・ディグリープログラムを実施する。

【34】グローバルに活躍する人材を育成するため、クオーター制（4学期制）の導入やシラバスの英語化を推進し、在学生の海外への留学・研修経験者の割合を平成33年度末までに10%以上とする。また、教職員の派遣を推進するため、引き続き「秋田大学研究者海外派遣事業」や中国・蘭州大学など海外機関との職員相互派遣研修等を実施する。

- ・【34-1】クオーター制を実施し、顕在化した課題等の解決策を検討する。
- ・【34-2】日本語で授業を行っている科目的シラバスについて英語版の作成が必要か引き続き

検討する。

- ・【34-3】在学生の留学の機会を増やすために学生海外派遣促進事業を行い、さらに初年次ゼミ等を利用した留学説明会等を行う。
- ・【34-4】国際的な視野を持った人材育成のため、若手教員を海外の大学・研究機関に派遣し、研修並びに共同研究の機会を提供する。
- ・【34-5】教職員及び学生の国際業務に係る資質向上・異文化理解を深めるため、外国の大学等との交流を行う。

【35】「留学生 200 人体制」を軸としながら、引き続き外国人留学生の支援体制及び学修・生活環境を整備充実させるとともに、渡日前入学許可制度による入試の実施等により、正規留学生の受け入れを強化する。特に、本学が推進する資源学拠点形成と資源技術者養成等のため、アジア・アフリカを中心とした「資源産出国」からの留学生受け入れを強化し、平成 27 年度末と平成 33 年度末を比較して、「資源産出国」からの留学生比率を 5%以上増加させる。

- ・【35-1】留学生と日本人学生、地域住民との交流促進事業を行い、また、国際交流会館等の老朽化した設備について随時更新及び改修を行う。
- ・【35-2】理工学部における渡日前入学許可制度による入試を含め、私費外国人留学生入試を継続して実施する。
- ・【35-3】資源産出国からの留学生受入強化のため、留学フェアによる広報活動及び国際資源学教育研究センターにおけるショートステイプログラムを継続して実施する。

(2)附属病院に関する目標を達成するための措置

【36】大学病院や県内外病院のチーム医療推進及び専門医、認定看護師、専門薬剤師等、高度な医療人を養成するため、総合臨床教育研修センターを中心に、医療従事者（医師、看護師、薬剤師等）を対象とした医療教育企画を年間 12 回以上行う。

- ・【36-1】医療従事者を対象にした合同オリエンテーションやシミュレーション教育センターを利用したセミナー、あきた医師総合支援センターと連携した研修等を年間 12 回以上行う。

【37】平成 30 年度から実施される新専門医制度に準拠して、秋田県における専門医養成プログラムの基幹病院として、専門医育成の中心的役割を担い、大学中心の専門医養成プログラムで毎年 25 人以上のプログラム登録者（専攻医）を確保する。

- ・【37-1】専門医育成プログラムについて初期研修医や医学生を対象にした説明会を開催し、本プログラムについて本院の周知を行い、35 人以上のプログラム登録者を確保する。

【38】臨床研究支援センターを充実させ、ヒトを対象とする臨床研究や医薬品等の治験などの質の向上と信頼性を確保し、治験件数を第 2 期中期目標期間中の平均値に比較し 30%以上増加させる。また、研究者の責務や倫理性を担保するための教育・研修を年 1 回以上開催する。

- ・【38-1】治験コーディネーター（C R C）の増員等、治験件数の増加につながる取り組みを実施する。
- ・【38-2】臨床研究の質的向上を目的とした、研究者及びモニタリング・監査者向けの教育・研修計画を実施する。

【39】秋田県のがん死亡率改善のため、がん診療関連の医療従事者（医師、看護師、薬剤師等）を対象とした教育・講習を年 2 回以上開催し、第 3 期中期目標期間中に 600 人以上の出席を得、秋田県のがん専門医師や医療従事者の数や質を高める。

- ・【39-1】がん診療関連の医療従事者（医師、看護師、薬剤師等）を対象とした教育・講習を年 5 回以上開催する。

【40】IT をはじめとする先端技術を活用したシステムを、持続的・発展的に開発し、稼働・運用することにより、医療安全の向上や職員の負担軽減に資する。

- ・【40－1】病院情報システムおよびネットワークの新機能を開発し運用開始する。

【41】女性医師のキャリア支援、育児・子育て・職場復帰支援を充実させ、女性医師の育児休業取得率、復職率ともに第3期中期目標期間を通じて75%以上を維持する。

- ・【41－1】女性医師のキャリア支援と育児・子育て等支援体制を検討し、支援策を講じ、周知することにより、女性医師の育児休業取得率、復職率ともに75%以上維持する。

【42】県の拠点病院として、高齢化が進む秋田県に多いがんや循環器疾患等に対する医療体制の充実を推進し、秋田県と協力して、県民への啓発活動実施、県内拠点病院への医師派遣、県内医療体制構築に参与、本学卒業医師の県内定着を推進する。

- ・【42－1】医師の県内定着を推進するため、秋田県と協力し卒前・卒後から専門研修までシームレスな医学教育と研修体制を実施する。

【43】大腸、食道、胃、肝、肺、乳腺、前立腺、子宮などの主要ながんの根治手術の低侵襲化を推進するため、腹腔鏡手術・ロボット支援手術などの低侵襲手術を積極的に導入する。また、医療安全を徹底し、医療倫理を遵守する。

- ・【43－1】腹腔鏡・胸腔鏡手術およびロボット支援手術を積極的に継続実施する。
- ・【43－2】低侵襲手術の安全性および倫理性を遵守する。

【44】病院機能を充実させ良質な医療の提供を行うとともに、病院経営の健全化と医療の安定的提供に向け、医療費率41%未満を維持しつつ、手術室の効率的運用や集中治療部の活用等により、手術件数を第3期中期目標期間中に第2期中期目標期間の年間平均件数比10%以上増加させることを目標とした取組を実施する。

- ・【44－1】コンサルティング業者との医療用材料及び薬剤に係る価格交渉契約を継続し、コンサルティング業者と連携して価格交渉に臨むことにより医療費の支出を抑え、医療費率を41%未満にする。
- ・【44－2】中央手術部及び集中治療部の効率的な運用を継続して実施し、第2期中期目標期間の年間平均件数比において10%以上（目標値4,686件以上）にする。

(3)附属学校に関する目標を達成するための措置

【45】授業改善、特別支援、校種間連携など学校現場が抱える教育課題について、学部・研究科（教職大学院）と共同で研究活動を行い、その成果を公開研究協議会のほか、オープン研修会・研究会、相談活動等を通じて、地域との交流・協議、地域への貢献に活用する。また、アクティブ・ラーニング等の実践に関する研究活動も共同で行い、その成果を学士課程及び専門職学位課程（教職大学院）のカリキュラムへ反映させる。

- ・【45－1】授業改善、特別支援、校種間連携など学校現場が抱える教育課題について、学部・教職大学院と共同で研究活動を行うとともに、各学校園で教育実践を行う。また、その成果を公開研究協議会やオープン研修会・研究会などを通じて地域へ発信する。

【46】学部・研究科（教職大学院）と共同して教育や研究並びに運営等の改善に取り組むために、共同のFDを年1回開催するとともに、共同の授業を年10科目以上、共同の研究を年5件以上、附属学校運営会議を年2回以上、全学運営協議会を年1回以上行う。

- ・【46－1】学部・教職大学院と共同のFDを年1回開催するとともに、共同の授業を年10科目、共同の研究を年5件、附属学校運営会議を年2回、全学運営協議会を年1回行う。また、附属学校園全体の第3期中期目標期間に渡るビジョンに基づき行動プランの実施と検証、改訂を行う。

【47】地域における指導的・モデル的な学校となるように、多様な子供たちを受け入れるとともに、秋田県及び秋田市教育委員会が参加する地域連携協議会を年1回以上開催して、地域と連携した教育や研究に取り組み、地域の教育課題の解決に貢献する。また、外部評価を6年ごとに実施し、そこで得られた結果を検証のうえ、改善につなげる。

- ・【47－1】秋田県及び秋田市教育委員会が参加する地域連携協議会を開催して、地域と連携し

た教育や研究に取り組む。

【48】学部・研究科（教職大学院）と連携し、学士課程及び専門職学位課程（教職大学院）の教員養成プログラムを平成31年度までに開発してカリキュラムに反映させ、その検証及び改善を行うとともに、秋田県教育委員会と連携して、現職教員の指導力向上に資する研修プログラムを平成33年度までに開発し、導入する。

- ・【48-1】学部・研究科（教職大学院）と連携し、学士課程及び教職大学院のカリキュラムの改善案を検討・協議し決定する。また、オープン研修会など、教員の指導力向上に資する研修プログラムを試行した結果を検証しながら改善する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためによるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

【49】学長のリーダーシップの下、引き続き理事・副学長・監事を構成員とする役員ミーティングを年間30回程度開催し、本学の経営及び運営の重要事項について情報共有・意見交換を実施し、ガバナンス及びマネジメントの実質化と迅速化を推進する。また、学長を議長とし、理事・副学長・各学部長・研究科長等を構成員とする大学運営会議について原則月1回継続的に開催し、本学の管理運営等に関する重要事項の企画・立案・執行方法の検討及び部局間の連絡調整並びに情報共有を行うことにより、効率的な法人運営を推進する。

- ・【49-1】引き続き、ガバナンス及びマネジメントの実質化と迅速化の推進のため、役員ミーティングを年間30回程度開催し本学の経営及び運営の重要事項について情報共有・意見交換を行う。また、大学運営会議を原則月1回開催し、本学の管理運営等に関する重要事項の企画・立案・執行方法の検討及び部局間の連絡調整等を行うことにより、効率的な法人運営を推進する。

【50】平成26年度に設置した学長直属の大学戦略室において、学長から諮問があった事項に関する企画・立案等を行うため、評価・IRセンターが行うIR（インスティトゥーショナル・リサーチ）を活用するなど、経営戦略の立案や業務改善、組織体制の見直し等を推進する。また、引き続き本学役員と監事、会計監査人、監査室で構成される四者協議会において洗い出した課題等に対して、学長のリーダーシップの下、業務改善等に向けた取組を実施する。

- ・【50-1】評価・IRセンターのIR機能等による学内の現状分析と連動させながら、達成すべき目標を策定するなど、大学ガバナンスの強化とマネジメントを有効に機能させる。
- ・【50-2】本学役員、監事、会計監査人及び監査室で構成される四者協議会で判明した経営上のリスクを共有し、業務改善に結びつける仕組みを構築する。

【51】学長のリーダーシップの下、平成27年度に各学部・研究科に設置した本学独自の学部運営システムである、外部委員を構成員に含む教育研究カウンシル及び運営カウンシルからなる連携運営パネルを原則年3回以上開催する。教育研究カウンシルでは教育課程の編成、教員の採用及び昇任候補者の学長への推薦、教育研究に関する規程等の制定・改廃、教育研究に関する重要事項を、運営カウンシルでは講座その他重要組織の設置改廃、学部研究科の予算、運営に関する規程等の制定・改廃、運営に関する重要事項を審議し、これらの意見を踏まえ、柔軟かつ機動的な組織改革を実施する。

- ・【51-1】学部・研究科において教育研究カウンシル及び運営カウンシルからなる連携運営パネルを原則年3回以上開催し、外部有識者からの意見や提案を踏まえ、柔軟かつ機動的な学部運営を行う。

【52】教員人事については、学長が全学的な視点に立って決定するため、各部局の人事計画及び人事配置方針に基づく教育研究カウンシル等の議を経た人事計画等を、人事調整委員会（委員長：学長）において審議し裁定する体制で引き続き行う。

- ・【52-1】人事調整委員会において、教育研究カウンシル等の議を経た教員人事計画等を審議し裁定する体制により、学長が全学的な視点に立って教員人事を決定する。

【53】多様な人材を確保するため、人事・給与システムの弾力化に取り組み、教員（承継職員）について、平成28年度にその10%（約60人）を年俸制に移行するとともに、平成29年度以降はその割合を維持する。また、年俸制教員については、教育・研究・社会貢献・産学連携・国際・診療・管理運営の分野に係る教員評価を年俸制適用教員業績評価審査会で実施し、評価結果を適切に処遇に反映させる。

- ・【53-1】年俸制適用教員（承継職員）10%（約60人）を維持するために、引き続き、現行給与制度を適用している教員（承継職員）からの年俸制への切替え及び准教授以下の新規採用者は原則年俸制での採用を実施していく。また、引き続き、平成29年度制定したクロスマーチントメント制度の活用を推進していく。なお、年俸制適用教員に係る評価についても引き続き、年俸制適用教員業績評価審査会で実施し、学長のリーダーシップの下、評価結果を適切に処遇に反映させる。

【54】40歳未満の優秀な若手教員の活躍の場を、テニュアトラック制度等を活用するなどして全学的に拡大し、教育研究を活発化させるため、若手教員の雇用に関する計画に基づき、退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員における若手教員比率を概ね19.5%とすることを目標に雇用の取組を促進する。

- ・【54-1】若手教員を積極的に採用するための方策を検討するとともに、若手教員の雇用に関する計画に基づき、平成31年度に退職金に係る運営費交付金の積算対象となる若手教員を採用する。

【55】教職員が仕事と生活を両立できる制度及び勤務環境を整備充実させるため、引き続き育児・介護休業等の取得及び子の看護休暇・短期介護休暇制度等に関する啓発を行うとともに、時間外労働時間数について、1年単位の変形労働時間制の導入などにより、第3期中期目標期間中の1人あたり平均時間数を第2期中期目標期間中の平均時間数と比較して2%以上縮減するなど、ワークライフバランスを保つ施策を実施する。また、保健管理センター及び産業医を中心として、教職員のフィジカルヘルス及びメンタルヘルスの支援体制を確立し、対応状況等を安全衛生委員会で検証のうえ、改善につなげる。

- ・【55-1】引き続き、ワークライフバランスの実現のため、育児・介護休業制度等の啓発のための意見交換会等を開催するとともに、事務職員の時間外労働時間数について現状分析を進め、時間外労働の削減に向けて部局毎に目標値を設定し、確実に達成するための方策を検討する。また、教職員の心身の健康の支援体制について引き続き検討する。

【56】男女共同参画推進のため、学長のリーダーシップの下で女性教員採用方針策定や女性幹部職員登用の人事計画を定め、学内に周知徹底し、第3期中期目標期間中の女性教員比率を18%以上維持するとともに、女性管理職の比率を平成33年度末までに14%以上とする。

- ・【56-1】女性教員比率18%以上を維持するため、女性研究者の育成・確保に向けた各種支援事業を実施するとともに、女性教員比率向上のための促進策について検討する。
- ・【56-2】女性管理職の比率を高めるための方策について、引き続き検討する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

【57】各学部・研究科の実施する教育・研究がミッションの再定義に沿った内容及び成果が得られているかについて、外部委員を構成員に含む経営協議会及び連携運営パネル（教育研究カウンシル・運営カウンシル）が検証し、改善につなげる。また、地域や社会の要請が高い分野の人材を育成するため、学長のリーダーシップの下で活動する評価・IRセンター及び大学戦略室において、IRを用いた分析等を行い、教育研究組織や人員配置等の見直しを行う。

- ・【57-1】各学部・研究科の実施する教育・研究がミッションの再定義に沿った内容及び成果が得られているかについて継続して検証する。また、教育研究組織や人員配置等の見直しのため、評価・IRセンターの分析活動結果や教員活動評価データの活用並びに大学戦略室からの意見聴取等により、教員活動評価と連動した部局評価の仕組

みを確立する。

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

【58】事務組織の機能や事務改善の取組について継続的に検証のうえ、業務のアウトソーシング等効率化・合理化策を実施するほか、事務組織の再編、業務の集約化を推進のうえ、新規採用の抑制等により、平成27年度末と平成33年度末を比較して事務系職員・技術系職員を10人以上削減する。

- ・【58-1】事務組織の機能や事務改善の取組について継続的に検証し、業務の効率化・合理化を推進するとともに、新規採用の抑制等により事務系職員及び教室系技術職員を2人削減する。

【59】研修及び学外機関との人事交流の促進による人材育成を推進する。特に、英語をはじめとした語学力の向上など国際業務に対応できる人材育成を推進するため、事務系職員・技術系職員の英語能力向上に資する資格取得等の支援を行い、平成33年度末までにTOEICスコア700点以上の事務系職員・技術系職員を10人以上育成する。

- ・【59-1】学外機関との人事交流により、人材育成を推進する。また、TOEIC対策講座の開催、実用英会話研修等の実施により、TOEICスコア700点以上の事務系職員・技術系職員を育成する。

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

【60】科研費及びその他外部研究資金を効果的に獲得するため、引き続きリサーチ・アドミニストレーターの配置等による戦略的な支援策や産学連携の推進のほか、学内版競争的資金などにより研究活動の支援体制を強化する。また、同窓会や地域社会等との連携・協力の下、個人・法人が継続的に寄附を行い、本学の活動を支援する「秋田大学みらい創造振興会」の創設などの取組を通じて、「秋田大学みらい創造基金」への寄附金を平成33年度末までに5,000万円以上受け入れる。

- ・【60-1】科研費及びその他外部研究資金の獲得のため、研究マネジメント専門人材であるリサーチ・アドミニストレーター等による外部資金の獲得支援（情報収集、マッチング、申請書作成支援等）を不断に行う。
- ・【60-2】秋田大学創立70周年記念事業並びに学内の環境整備等の推進のため、これまでの学内外へのPR方法とその実績について検証し、より効果的な寄附金獲得の方策を検討し、実施する。

【61】自己収入を増加させるため、宿舎料金など各種料金の見直しを行うとともに、証明書発行手数料を設定するなど新たな自己収入策を実施する。

- ・【61-1】自己収入を増加させるため、新たな収入源の確保に向けた取組を行う。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

【62】管理的経費等の現状分析を引き続き行うとともに、より実務的な削減方策を検討する体制を整備し、旅費業務の委託契約の見直しや刊行物の減など経費を抑制する取組を実施し、業務費に対する一般管理費比率を第3期中期目標期間中、恒常に3%以内に抑える。

- ・【62-1】定期刊行物の見直し等、削減できる管理的経費等の事項の洗い出しを行い、確実に管理的経費を削減し、業務費に対する一般管理比率を3%以内に抑える。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

【63】土地・施設・設備の使用状況について、定期的に検証し、有効活用を推進する。また、役員会において、余裕金の運用計画を策定し、資金の安全かつ効率的な運用を継続的に実施する。

- ・【63-1】土地・施設・設備の有効活用を行うとともに、役員会において余裕金の運用方針を策定し、安全かつ効率的に運用を行う。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためによるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

【64】中期目標・中期計画を確実に遂行するため、評価・I Rセンターにおいて自己点検・評価を継続的に行うとともに、学内の各種情報を集約化のうえ、大学ポートレート上に公開する。また、本学が抱える課題を分析のうえ、その内容を役員ミーティングや大学運営会議に諮り、学長のリーダーシップの下、業務改善や教育研究の質の向上に関する企画の実施などを通じて大学運営に活用する。

- ・【64-1】中期目標・中期計画を確実に遂行するために数値目標達成一覧表による進捗管理等、自己点検・評価を継続的に行うほか、外部評価受審への対応準備を行う。また、学内の各種情報を集約化のうえ、大学ポートレート上に公開するとともに、集約化した情報や公開されている他大学のデータを基にしたデータ分析等を行う。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

【65】大学経営の透明性の確保や社会への説明責任を果たすため、経営状態やコンプライアンス取組状況を継続的に情報公開する。また、本学のブランド力やイメージ向上など知名度を高めていくための広報戦略やアクションプランを平成29年度中にとりまとめ、多様なメディア等を駆使した広報活動を展開し、その成果を広報戦略室において検証のうえ、改善につなげる。

- ・【65-1】創立70周年を機に、本学のさらなるステータスアップを図るため、公式ホームページをはじめとする各種広報ツールを活用した積極的な情報発信を行い、平成29年度に策定した広報戦略に基づく多様なメディア等を駆使した広報活動を展開する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためによるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

【66】学長のリーダーシップの下、国際資源学部等の拠点となる施設づくりやそれ以外の分散している教員室等の集約化等のため、手形キャンパスの現有施設（教員室等）の移転や改修等によりスペースの再配置を実施する。また、平成27年度に策定したキャンパスマスターplanを踏まえて、ライフラインの実態把握を通じた老朽化対策及び施設整備に際しての環境負荷低減機器の導入といった省エネ対策等を中心とした施設整備やマネジメントを推進し、その成果を施設マネジメント企画会議で検証のうえ、改善につなげる。さらに、設備マスターplanにおいて、設備の現況の把握及び更新計画を策定し、効率的・効果的な設備整備やマネジメントを推進する。

- ・【66-1】工期の延長に伴い、平成31年度においても引き続き国際資源学部2号館の改築事業を進める。
- ・【66-2】キャンパスマスターplanを踏まえインフラ長寿命化計画の中で、ライフラインの更新計画策定を進める。また、省エネ対策を図り、環境負荷低減に配慮したキャンパスを形成する。
- ・【66-3】効率的・効果的な設備整備を推進するため、必要に応じ設備マスターplanの調査項目や評価方法を見直し、平成32年度版へ更新する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

【67】毒物及び劇物の不適切な管理事例の発生等を踏まえ、薬品管理システム等による管理並びに管理体制の徹底など再発防止策を強化する。また、引き続きリスクマネジメントの観点から、危機管理委員会を中心として、危機管理対応マニュアル等の見直しを適宜行い、予防から復旧までの一貫したリスク情報の管理体制を強化する。

- ・【67-1】毒物及び劇物等の管理について、薬品管理システムの活用、管理点検強化週間の実施及び環境安全講習会の開催等により徹底する。また、危機管理体制の再点検を行い、個人情報の不適切な管理事例の再発防止策のフォローアップなどを実施する。

【68】東日本大震災の経験を踏まえ、学生、教職員の安全を第一に考えた防災対策に努め、キャンパスごとに防災訓練を年1回以上実施する。また、引き続き大規模災害時において教育研究活動等の復旧・再開が困難となった場合、東北地区の他大学と連携・協力し、

迅速かつ的確に復旧支援を行う。

- ・【68-1】学生、幼児・児童・生徒、教職員の安全を第一に考えた防災対策に努め、キャンパスごとに防災訓練を年1回以上実施する。

3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

【69】適切な会計処理が行われる環境を作り出すため、公認会計士を監事に任命するよう求め
るほか、役員会において財務に関する事項を審議する際に、監事の出席を求め議論を活
発化させるなど役員会の機能を強化する。また、内部監査チームを強化し、監査結果の
役員会への報告義務を課すなど体制や仕組み等を整備のうえ、内部監査や監事との連携
を強化するとともに、奨学寄附金の取扱等の業務が学内規程に基づいて適切に行われて
いるか不斷に点検・見直しを行う。さらに、部局・職域の壁に捉われない情報の共有を
図るため、「事務協議会」や財務・施設系担当部署における「財務・施設系連絡会」を
定期的に開催する。これらの取組により、役員及び教職員の意識改革を行い、役員ミー
ティングにおいて継続的に検証し、その結果を経営協議会に報告のうえ、改善につなげ
る。

- ・【69-1】引き続き、適切な会計処理が行われる環境を作り出すために、役員会の機能強化、
内部監査や監事との連携を強化するとともに、部局・職域の壁に捉われない情報の
共有を図るため、「事務協議会」や財務・施設系担当部署における「財務・施設系
連絡会」を定期的に開催する。

【70】従来から実施している内部監査の徹底や各種法令等の適切な情報提供及び教職員への意
識啓発を継続的に行い、コンプライアンスを維持するほか、発生した問題事案を的確に
総括し、実効ある再発防止策を徹底する。

- ・【70-1】コンプライアンスを維持するため、内部監査の徹底や各種法令等の適切な情報提供
を行うほか、教職員を対象としたコンプライアンス研修等により教職員への意識啓
発を継続的に行う。

【71】研究における不正行為、研究費の不正使用防止における管理責任体制を整備のうえ、教
職員及び学生のうち研究に携わる者を対象とした研究倫理教育プログラムを策定し、対
象者を100%受講させるとともに、学長あての誓約書の提出を義務づけるなどの研究に
おける不正行為・研究費の不正使用を未然に防止する取組を実施する。

- ・【71-1】研究者及び大学院生の研究倫理教育プログラムの受講を促進させるため、部局と連
携し未受講者への周知を図る。

【72】本学の情報システムの将来像をまとめた「情報化推進基本計画」及び「情報化推進計画
(マスタートップラン)」に基づき整備している情報セキュリティポリシーや各種マニュアル・手順書のほか、情報ネットワーク機器のセキュリティ対策、緊急時における体制や
手順について、隨時、点検・見直しを行う。また、教職員及び学生の情報セキュリティ
意識の向上を図るため、情報統括センターにおいて講習会等を年1回以上開催し、理解度
や受講率を向上させるための動画配信等の取組を実施する。

- ・【72-1】情報セキュリティ基盤を強化するため、「第3期情報化推進基本計画」に基づき、
業務仮想基盤(ハードウェア)更新の際に業務系システムのセキュリティ強化策を
盛り込むとともに、「情報セキュリティ対策基本計画」に基づき、情報セキュリティ
ポリシーやポリシー実施手順書及び各マニュアル等について隨時、点検・見直し
を行う。
- ・【72-2】教職員及び学生向けに情報セキュリティポリシー遵守の啓発活動を行うため、「情
報セキュリティ強化月間」を設け、情報セキュリティに関連する講習会等を開催す
るとともに、欠席者向けにeラーニングシステム(WebClass)を利用した動画配信
等を実施する。

VI 予算(人件費の見積りを含む。), 収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

○短期借入金の限度額

1. 短期借入金の限度額

・2,399,018千円

2. 想定される理由

・運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

○重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1. 重要な財産を譲渡する計画

・該当なし

2. 重要な財産を担保に供する計画

・附属病院の施設・設備の整備に必要となる経費の長期借入に伴い、本学の土地及び建物を担保に供する。

IX 剰余金の使途

○決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、文部科学大臣の承認を受けて、
・教育研究及び診療の質の向上及び組織運営の改善
に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予定額	財 源
(手形) 総合研究棟（国際資源学系）	総額	施設整備費補助金（944）
(手形他) 基幹・環境整備（ブロック構対策）	2,020	長期借入金（1,046）
(保戸野（附幼小中）) ライフライン再生 (空調設備)		(独) 大学改革支援・学位授与 機構施設費交付金（30）
(本道) 総合研究棟改修Ⅰ（分子医学部門）		
(本道) 総合研究棟改修Ⅱ（分子医学部門）		
(本道) ライフライン再生（熱源設備）		
(医病) 基幹・環境整備（ボイラー設備更新等）		
大学病院設備整備事業（総合臨床検査システム）		
小規模改修		

注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

(1) 教員人事（中期計画 52）

人事調整委員会において、教育研究カウンシル等の議を経た教員人事計画等を審議し裁定する体制により、学長が全学的な視点に立って教員人事を決定する。

(2) 人事・給与システムの弾力化（中期計画 53）

年俸制適用教員（承継職員）10%（約60人）を維持するために、引き続き、現行給与制度を適用している教員（承継職員）からの年俸制への切替え及び准教授以下の新規採用者は原則年俸制での採用を実施していく。また、引き続き、平成29年度制定したクロスアポイントメント制度の活用を推進していく。なお、年俸制適用教員に係る評価についても引き続き、年俸制適用教員業績評価審査会で実施し、学長のリーダーシップの下、評価結果を適切に処遇に反映させる。

(3) 若手教員の雇用拡大（中期計画 54）

若手教員を積極的に採用するための方策を検討するとともに、若手教員の雇用に関する計画に基づき、平成 31 年度に退職金に係る運営費交付金の積算対象となる若手教員を採用する。

(4) 男女共同参画の推進（中期計画 56）

- ①女性教員比率 18%以上を維持するため、女性研究者の育成・確保に向けた各種支援事業を実施するとともに、女性教員比率向上のための促進策について検討する。
- ②女性管理職の比率を高めるための方策について、引き続き検討する。

(5) 経費（人件費）の抑制（中期計画 58）

新規採用の抑制等により事務系職員及び教室系技術職員を 2 人削減する。

(6) 事務系職員・技術系職員の人材育成の推進（中期計画 59）

学外機関との人事交流により、人材育成を推進する。また、TOEIC 対策講座の開催、実用英会話研修等の実施により、TOEIC スコア 700 点以上の事務系職員・技術系職員を育成する。

（参考 1）平成 31 年度の常勤職員数 1,379 人

また、任期付職員数の見込みを 40 人とする。

（参考 2）平成 31 年度の人件費総額見込み 14,501 百万円

（別紙）

○予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

（別表）

○学部の学科、研究科の専攻等

(別紙) 予算（人件費の見積りを含む。），収支計画及び資金計画

1. 予 算

平成31年度 予算

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	9, 499
施設整備費補助金	944
補助金等収入	140
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	30
自己収入	21, 438
授業料、入学金及び検定料収入	2, 717
附属病院収入	18, 532
財産処分収入	0
雑収入	189
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	1, 539
引当金取崩	157
長期借入金収入	1, 046
貸付回収金	0
目的積立金取崩	0
出資金	0
計	34, 793
支出	
業務費	29, 590
教育研究経費	12, 405
診療経費	17, 185
施設整備費	2, 020
補助金等	140
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	1, 539
貸付金	0
长期借入金償還金	1, 504
出資金	0
計	34, 793

[人件費の見積り]

期間中総額14, 501百万円を支出する。（退職手当は除く。）

注) 退職手当については、国立大学法人秋田大学退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

注) 「施設整備費補助金」のうち、当年度当初予算額548百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額396百万円。

2. 収支計画

平成31年度 収支計画

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	32,992
経常費用	32,992
業務費	29,778
教育研究経費	3,503
診療経費	10,399
受託研究費等	810
役員人件費	204
教員人件費	7,054
職員人件費	7,808
一般管理費	689
財務費用	149
雑損	0
減価償却費	2,376
臨時損失	0
収益の部	33,602
経常収益	33,602
運営費交付金収益	9,491
授業料収益	2,417
入学金収益	355
検定料収益	89
附属病院収益	18,532
受託研究等収益	810
補助金等収益	138
寄附金収益	577
施設費収益	128
財務収益	1
雑益	304
資産見返運営費交付金等戻入	521
資産見返補助金等戻入	152
資産見返寄附金戻入	87
資産見返物品受贈額戻入	0
臨時利益	0
純利益	610
目的積立金取崩益	0
総利益	610

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

注) 純利益及び総利益には、附属病院における借入金返済額（建物、診療機器等の整備のための借入金）が、対応する固定資産の減価償却費よりも大きいため発生する会計上の観念的な利益等を計上している。

3. 資金計画

平成31年度 資金計画

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	38,482
業務活動による支出	30,097
投資活動による支出	2,603
財務活動による支出	2,093
翌年度への繰越金	3,689
資金収入	38,482
業務活動による収入	32,773
運営費交付金による収入	9,499
授業料、入学金及び検定料による収入	2,717
附属病院収入	18,532
受託研究等収入	925
補助金等収入	140
寄附金収入	614
その他の収入	346
投資活動による収入	974
施設費による収入	974
その他の収入	0
財務活動による収入	1,046
前年度よりの繰越金	3,689

注) 施設費による収入には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構における施設費交付事業にかかる交付金を含む。

別表（学部の学科、研究科の専攻等）

国際資源学部 教育文化学部 医学部 理工学部	国際資源学科	480人
	学校教育課程 (うち教員養成に係る分野)	440人 440人)
	地域文化学科	400人
	医学科 (うち医師養成に係る分野)	767人 767人)
	保健学科	452人
	生命科学科	180人
	物質科学科	440人
	数理・電気電子情報学科	480人
	システムデザイン工学科	480人
	各学科共通（3年次編入学）	24人
国際資源学研究科 教育学研究科 医学系研究科 理工学研究科	資源地球科学専攻 (うち博士前期課程)	34人 34人)
	資源開発環境学専攻 (うち博士前期課程)	46人 46人)
	資源学専攻 (うち博士後期課程)	30人 30人)
	教職実践専攻 (うち専門職学位課程)	40人 40人)
	心理教育実践専攻 (うち修士課程)	12人 12人)
	医科学専攻 (うち修士課程)	10人 10人)
	保健学専攻 〔うち博士前期課程 うち博士後期課程〕	33人 24人 9人)
	医学専攻 (うち博士課程)	120人 120人)
	生命科学専攻 (うち博士前期課程)	30人 30人)
	物質科学専攻 (うち博士前期課程)	84人 84人)

附属幼稚園	9 6 人	学級數	4
附属小学校	5 8 5 人	学級數	1 8
附属中学校	4 4 8 人	学級數	1 2
附属特別支援学校	小学部 1 8 人	学級數	3
	中学部 1 8 人	学級數	3
	高等部 2 4 人	学級數	3